

登園許可証（医療機関が記入）

四日市こども園 園長殿

園児氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

令和 年 月 日から登園してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印

医師が記入した登園許可証が必要な感染症（該当する病名に○印をお願い致します）

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※①）	すべての発疹がかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ（A型・B型・()）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断が出るまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した3日を経過するまで」

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感性症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりのこどもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。